

山梨県新型コロナウイルス・ホームエイド給付金 Q&A

令和4年2月21日

◆制度関係

Q 1 制度の目的は。

- ・ホームケア・退所後ケアをした方については、ご自宅等で療養していただくことにより生じる経済的負担の緩和や生活の不便さの解消を支援することを目的とする制度です。

Q 2 ホームケア、退所後ケアとは。

- ・ホームケアは、新型コロナウイルスに感染した方のうち、保健所でホームケアの決定を受け、病院や宿泊療養施設に入院・入所せずに、ご自宅等で療養される場合
- ・退所後ケアは、新型コロナウイルスに感染した方のうち、病院や宿泊療養施設に入院・入所した後、保健所で退所後ケアの決定を受け、ご自宅等で療養される場合

Q 3 ホームケア又は退所後ケアで療養したにもかかわらず、支給の対象にならない場合とは。

- ・保健所で、ホームケア又は退所後ケアの決定を受け、ご自宅等で療養された方で、次の条件をすべて満たす方が対象となります。
 - ①療養期間中に外出しなかったこと
 - ②県が定める毎日2回の健康報告を欠かさず行ったこと
 - ③県から貸与されたパルスオキシメーター等を返却したこと
 - ④県から指示があった場合はそれを遵守したこと。(②、③については、県から配送する健康観察器具の到着が遅れた場合など特別の事情があるときは除きます。)
- ・上記の要件を満たされない方は、支給の対象となりません。また、保健所の入院又は入所の決定を拒んでご自宅等にとどまった方も対象となりません。

Q 4 検査で陽性が判明した後、ホームケア又は退所後ケアの決定前に自宅等で待機していた期間は給付金の対象となるのか。

- ・保健所で、ホームケア又は退所後ケアの決定を受け、ご自宅等で療養をしていただき、支給要件を満たした場合に給付金が支給されます。なお、ホームケア又は退所後ケアの決定前に自宅等で待機していた期間は対象となりません。

Q 5 市販の検査キットで陽性反応が出たため、自主的に自宅等で待機した場合は給付金の対象となるか。

- ・この給付金は、保健所でホームケア又は退所後ケアの決定を受け、ご自宅等で療養をしていただいた場合に支給されます。なお、検査キットで陽性反応が出た場合は、速やかに検査医療機関を受診してください。

◆支給関係

Q 6 ホームケア又は退所後ケアの療養日数が1日であっても3万円又は1万5千円が支給されるのか。

療養日数に関係なく一律に支給いたします。

Q 7 3人家族（父、母、子）が全員ホームケアになった場合は、3人分が支給されるのか。

・3人分の9万円を支給いたします。

Q 8 ホームケア決定後療養中に症状の悪化で入院し、その後回復して退所後ケアになった場合は、4万5千円が支給されるのか。

・ホームケアにかかる分（10日間）として3万円を支給しますので、退所後ケアにかかる分は支給いたしません。

Q 9 ホームケア又は退所後ケアの療養期間を同じくする別の給付金（助成金）も交付対象となっている場合、重複して受給することはできるか。

・別の給付金（助成金）の支給目的が本給付金の目的と同じでなければ、重複して支給を受けることができます。なお、疑義がある場合は事務局までご相談ください。

なお、別の給付金（助成金）については、QRコードからご確認ください。

重複して支給を受けことが可能な助成金等の例)

- ・新型コロナウイルス対策休業助成金（労政雇用課）
- ・子育て家庭休業助成金（子ども福祉課）



Q 10 給付金支給後に、給付条件に該当していなかったことが判明した場合はどうなるか。

・療養者は申請時に給付条件を遵守したことを宣誓していただく必要があります。給付条件に反する行為をしたと認められた場合は給付金の支給対象とはなりません。また、給付金の支給後に給付条件に反する行為をしたことが判明した場合は、返還していただきます。また、給付条件に反する行為をしたにもかかわらず、給付条件を遵守したことを宣誓・申請し、給付金を受領した場合は、氏名等を警察へ通報する場合があります。

◆対象者関係

Q 11 40歳～59歳で健康上の理由により2回のワクチン接種を終了していない方が感染して、その後、退所後ケアでご自宅等で療養していた場合、給付金は支給されるか。

・退所後ケアの決定を受けご自宅等で療養いただいた方には1万5千円を支給します。

◆申請手続関係

Q 1 2 申請に必要な書類は

- ・全員に必ず提出いただく書類は、「新型コロナウイルス・ホームエイド給付金 申請書兼誓約書（様式1）」、「本人確認書類」、「振込先通帳の写し」です。
- ・申請者と振込先口座名義人が異なる場合などは、「新型コロナウイルス・ホームエイド給付金申請書・口座名義人関係申告書（様式2）」、「口座名義人の本人確認書類」等が必要となります。
- ※ 詳しくは、申請要領の「4 申請に必要な書類」をご確認ください。

Q 1 3 申請書はいつ頃届くのか

- ・2月中旬頃までに療養を終了した方、または既に物資送付済みの方には、2月下旬頃に県から申請書類を郵送します。
- ・それ以降の方には、ホームケア又は退所後ケアを開始次第、県から申請書類を郵送します。

Q 1 4 申請書に押印は必要か

- ・ご本人に自署していただきますので、押印していただく必要はありません。

Q 1 5 申請者が未成年（20歳未満）の場合、保護者の同意は必要か。

- ・保護者の同意は必要ありません。

Q 1 6 3人家族（父、母、子）がホームケアになった場合は、申請書は1枚で良いか。

- ・それぞれ申請書を作成して提出してください。

Q 1 7 子供の給付金を母親の口座へ振り込むことはできるか。

- ・子供の給付金を母親の口座へ振り込むことは可能です。この場合は、「新型コロナウイルス・ホームエイド給付金申請者・口座名義人関係申告書」（様式2）に口座名義人の本人確認書類を添付して申請してください。不明な場合は事務局までお問い合わせください。

Q 1 8 給付金は、ホームケア又は退所後ケアの終了前でも申請できるか。

- ・ホームケア又は退所後ケアを終了した日の翌日以降に申請してください。
- ・ホームケア又は退所後ケア期間中は、①療養期間中に外出しなかったこと、②県が定める毎日2回の健康報告を欠かさず行ったこと、③県が貸与したパルスオキシメーター等を返却したこと、④県から指示があった場合はそれを遵守したことを支給条件としているため、ケア終了前の申請はできません。

Q 1 9 申請書は普通郵便で送付してもよいか。

- ・申請書には申請者の住所、生年月日、連絡先、振込先口座情報や新型コロナウイルス感染症への感染の状況等、申請者の個人情報に記載されているため、普通郵便ではなく簡易書留郵便により提出してください。
- ・なお、同封した返信用封筒は簡易書留に対応していますので、お近くの郵便局の窓口で簡易書留の手続き（無料）をして提出してください。

Q 2 0 電子申請はできるか。

- ・新型コロナウイルス・ホームエイド給付金は、電子申請に対応していません。恐れ入りますが、所定の申請書を郵送により送付していただくようお願いします。
(今回は、対象者の方に少しでも早く給付することを優先したため、システム導入に時間を要する電子申請ではなく、紙による申請とさせていただきましたのでご理解ください。)

Q 2 1 申請書は持参できるか。

- ・山梨県ホームエイド給付金事務局への持参、メール、FAX等での申請は受け付けていませんのでご注意ください。

Q 2 2 貸与されたパルスオキシメーター等を紛失してしまったが、どうすればよいか。

- ・事務局にご連絡ください。なお、同等品を購入して返却していただく場合があります。

Q 2 3 振込先口座の通帳がなくキャッシュカードしか持っていないが、キャッシュカードのコピーでよいか。

- ・誤りがないよう振込先口座を確認後、給付金を支給しています。「振込先金融機関名」、「本・支店名」、「金融機関コード」、「店番」、「普通預金・当座預金の別」、「口座番号」、「口座名義」をすべて確認できれば、キャッシュカードのコピーでも結構です。

Q 2 4 ネット銀行に振込できるか。

- ・ネット銀行にも振込できます。
- ・ネット銀行など、紙の通帳を発行せず、Web通帳（インターネット通帳）しかない場合の振込先の確認書類については、各銀行のインターネットバンキングやマイページにログインするなどして、各ページから「振込先金融機関名」、「本・支店名」、「金融機関コード」、「店番」、「普通預金・当座預金の別」、「口座番号」、「口座名義」が記載されている箇所を印刷（プリントアウト）して提出してください。